

押印規定を存続させる手続等一覧

令和3年4月1日時点

No.	手続名・書類名	担当部署	備考
1	契約書（それに準ずる協定書・覚書等を含む。）	全課共通	
2	入札に関する手続	総務課	
3	認可地縁団体の登録印鑑の申請に関する手続	総務課	
4	印鑑登録制度に関する登録印鑑の申請に関する手続	住民課	
5	公金等の口座振替に関する手続	会計課	金融機関届印を求めるもの
6	就労証明書・就業証明書	健康福祉課・商工 観光課・教育課	会社等の代表者印、個人事業主の印を求めるもの
7	委任状	全課共通	ただし、本人及び代理人の身分・意志確認ができる場合は押印省略可能
8	申請・届出人以外の第三者の同意・承諾を確認する必要がある書類	全課共通	
9	国・県等の法令等に押印を求める根拠がある手続	全課共通	法令等の改正に合わせて順次見直しを行っていく。